

を目的として、介護保険の給付限度額を超えた分のショートステイ利用額を1年に5日を上限に助成しました。

延べ利用件数 253件

延べ利用日数 571日

9 安心支援サービス費【地域福祉課】 8,249,300円

(1) 日常生活用具給付費 179,145円

ひとり暮らし高齢者等に対して日常生活用具を給付し、火災の発生防止と安心、安全の確保を図りました。

電磁調理器給付者数 10人

火災警報器給付者数 3人

(2) 福祉電話設置費 2,905,032円

介護認定のあるひとり暮らし高齢者に対して福祉電話訪問を行い、孤独感の解消と安否確認を行いました。また、呼吸器、循環器等の疾患があるひとり暮らし高齢者に対しては、緊急通報システムを設置し、日常生活での不安解消と安全確保に努めました。

福祉電話訪問実利用者数 70人

緊急通報システム実設置者数 162人

(3) ひまわり懇談会等補助金(10/10) 4,054,123円

ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消、地域での見守りや交流の機会の拡大を図るため、市内18会場(19地区)で開催された「ひまわり懇談会」及び7地区で実施された「ひまわり活動」の費用を助成しました。

ひまわり懇談会 参加者数 899人

ひまわり活動 訪問者数 774人

(4) 成年後見制度利用助成費 7,600円

身寄りがなく、判断能力が不十分な認知症高齢者の成年後見制度における審判請求を行いました。

市長申立て件数 2件

(5) お元気ですかボランティア訪問費 1,103,400円

ひとり暮らし高齢者等の話を傾聴し、孤独感の解消を図るお元気ですかボランティアを養成し、高齢者宅への訪問活動を実施しました。

養成ボランティア数 7人

ボランティア総数(25年度末) 111人

訪問回数 530回

10 家族介護支援対策費【地域福祉課】 6,310,039円

(1) 徘徊高齢者家族支援費 282,187円


決定書

決定区分 E

文書作成所属

地域福祉課

起案 平成26年2月10日	決定 平成26年 月 日	発送 平成 年 月 日	豊 発 第 号
------------------	-----------------	----------------	---------

決定者 合 議 	副課長 杉山 由佳 	担当長 新實 真 	主 査 武蔵 克也 	起案責任者 
---	---	--	---	--

下記のとおり決定する。

発信先 名古屋家庭裁判所 岡崎支部	発信者 市長
----------------------	-----------

標 題

成年後見制度における市長の審判請求について

公開標題 成年後見制度における市長の審判請求について

このことについて、市長による申立てを別紙のとおり行います。

1 【対象者】

氏 名: 
生年月日: 
住 所: 

2 【後見開始申立て】

- ①後見開始申立書
 - ②申立書附票A(市町村長申立用)
 - ③申立書附票B(市町村長申立用—本人説明)
 - ④財産目録(預貯金通帳等関係書類を添付)
 - ⑤親族関係家系図
 - ⑥診断書
 - ⑦本人の住民票・戸籍謄本等1通
 - ⑧登記されていないことの証明書
- ・費用(収入印紙:800円、登記用収入印紙:2,600円、郵便切手:2,840円))

※後見候補者については、裁判所の選任する第三者を希望する。

3 【その他】

生活保護受給者であるため、豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、審判請求費用は市で負担する。

ファイル基準表分類	キャビネット-002 分類-F-05-06-[5年]-08-001 成年後見 申請書		
システム文書番号	2013-地福-3749	システム施行処理	□済





決定書

決定区分 E

文書作成所属

地域福祉課

起案 平成25年6月6日	決定 平成25年6月3日	発送 平成 年 月 日	豊	発 第 号
-----------------	-----------------	----------------	---	-------

決定者 合議 	副課長 杉山 由佳 	担当長 新實 真 	起案責任者 
--	---	--	--

下記のとおり決定する。

発信先 名古屋家庭裁判所 岡崎支部	発信者 市長
----------------------	-----------

標 題
成年後見制度における市長の審判請求について

公開標題 成年後見制度における市長の審判請求について

このことについて、市長による申立てを別紙のとおり行います。

1 【対象者】

氏 名: [Redacted]
生年月日: [Redacted]
住 所: [Redacted]

2 【後見開始申立て】

- ①後見開始申立書
 - ②申立書附票A(市町村長申立用)
 - ③申立書附票B(市町村長申立用-本人説明)
 - ④財産目録(預貯金通帳等関係書類を添付)
 - ⑤親族関係家系図
 - ⑥診断書
 - ⑦本人の住民票・戸籍謄本等1通
 - ⑧登記されていないことの証明書
- ・費用(収入印紙:800円、登記用収入印紙:2,600円、郵便切手:2,840円))

※後見候補者については、裁判所の選任する第三者を希望する。

3 【その他】

・上申書

※本人の資力を確認した結果、申立て費用を徴収できる状態であるため。

ファイル基準表分類	キャビネット-002 分類-F-05-06-[5年]-08-001 成年後見 申請書		
システム文書番号	2013-地福-834	システム施行処理	<input type="checkbox"/> 済

入場者数 1,164人

(8) 成年後見制度利用助成費

身寄りのない障がい者で判断能力が不十分な方の成年後見制度における審判請求を行いました。

市長申立て件数 1件

(9) コミュニケーション支援費

意思疎通に支障のある障がい者に手話通訳者等を派遣するとともに手話奉仕員の養成を行いました。

派遣回数 747回

手話講習会 延べ受講者数 64人

(10) 地域活動支援センター費

精神障がい者とその家族に、相談の場や日中活動を通じ社会経験を身に付ける場の提供を行いました。また、地域への普及啓発活動が展開できるよう、医療法人及び社会福祉協議会に事業を委託しました。

委託先 3か所 利用者数 延べ4,692人

(11) 福祉ホーム運営費補助金(10/10)

交付団体数 2か所

利用者数 25人(平成26年3月31日現在)

(12) 日常生活用具給付費

在宅の障がい者等の日常生活を円滑にするために、日常生活用具及び住宅改修に係る給付を行いました。

ストマ用装具、紙おむつ、動脈血中酸素飽和度測定器等

給付件数 4,081件

(13) 移動支援費

屋外での移動が困難な障がい者(児)にガイドヘルパーを派遣し、外出のための援助を行うことで、社会参加の促進を図りました。

利用者数 393人(3月利用実績)

延べ提供量 49,689時間

(14) 障がい者就労支援奨励金支給費

就労支援事業所等を利用する障がい者に対して、奨励金を支給し、障がい者の就労意欲の向上と継続的な就労活動を支援しました。

延べ利用者数 5,845人 利用施設 85施設

(15) 自動車運転免許取得・改造助成費

身体障がい者の就労・社会参加促進のため、自動車運転免許取

所属： 障がい福祉課
 科目： 一般生活支援費
 事業： 地域生活支援費
 平成25年度

03 項 02 目 02
 / 成年後見制度利用助成費

37625-10-0

単位：円 1/1

会計		現計予算	負担行為額	予算残額
	事 業 内 合 計	1,204,000	58,280	1,145,720
1	09-04 器具旅費	2,000	200	1,800
2	11-01 消耗品費	0	0	0
3	11-10 金券類用費	10,000	4,200	5,800
4	12-01 通信運搬費	0	0	0
5	12-03 通手教料	10,000	0	10,000
6	12-07 金券類役務費	10,000	3,880	6,120
7	19-01 研修年会費等	500,000	50,000	450,000
8	20-00 研扶助	672,000	0	672,000

PF1: ← もどり
 PF2:
 PF3:

PF4:
 PF5:
 PF6:

PF7:
 PF8: 次のページ
 PF9: 前のページ

PF10:
 PF11:
 PF12:





決 定 書

決定区分 E

文書作成所属

障がい福祉課

起案 平成25年4月4日	決定 平成25年4月5日	発送 豊 障 発 第111号 平成25年4月5日
-----------------	-----------------	--------------------------------

決定者 	合議		副課長 岡本 茂久 	担当長 福岡 道太 			起案責任者 
--	----	--	---	---	--	--	--

下記のとおり決定する。

発信先 名古屋家庭裁判所 岡崎支部	発信者 市長
----------------------	-----------

標 題
成年後見制度における市長の審判請求について

公開標題 成年後見制度における市長の審判請求について

見出しの件について、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、市長による申立てを別紙のとおり行います。

記

1. 対象者 氏名 XXXXXXXXXX
住所 XXXXXXXXXX

- 2 後見開始申立必要書類
- (1) 診断書、診断書附票、鑑定連絡票
 - (2) 保佐開始申立書
 - (3) 申立書附表A
 - (4) 申立書附表B
 - (5) 精神障がい者保健福祉手帳及び介護保険証のコピー
 - (6) 親族関係図
 - (7) 財産目録
 - (8) 本人の戸籍謄本、戸籍の附票及び住民票
 - (9) 登記されていないことの証明書
 - (10) 通帳のコピー
 - (11) 年金証書及び振込通知書
 - (12) 収支内訳書
 - (13) 費用(収入印紙: 4, 200円、郵便切手3, 880円)
 - (14) 上申書

問い合わせ先
〒471-8501 豊田市西町3-60
障がい福祉課 鷹見 英志
TEL:(0565)-34-6751
FAX:(0565)-33-2940
MAIL: shougai_hu@city.toyota.aichi.jp

ファイル基準表分類	キャビネット-002 分類-F-03-03-[5年]-06-001 成年後見制度		
システム文書番号	2013-障-111	システム施行処理	□済